

都市計画道路 京都守口線
事業認可取得に伴う説明資料

令和3年5月
大阪府枚方土木事務所

目次

- 1 事業認可（告示内容）
- 2 位置図
- 3 平面図
- 4 事業認可区域図
- 5 断面図
- 6 今後のスケジュール（主な流れ）
- 7 今後のスケジュール（予定）
- 8 事業認可による制限・制度等

事業認可（告示内容）

【告示番号】

令和3年3月16日（近畿地方整備局告示第51号）

令和3年3月26日（大阪府告示第465号）

【施行者の名称】

大阪府

【都市計画事業の種類及び名称】

東部大阪都市計画道路事業3・3・210-4号 京都守口線

【事業施行期間】

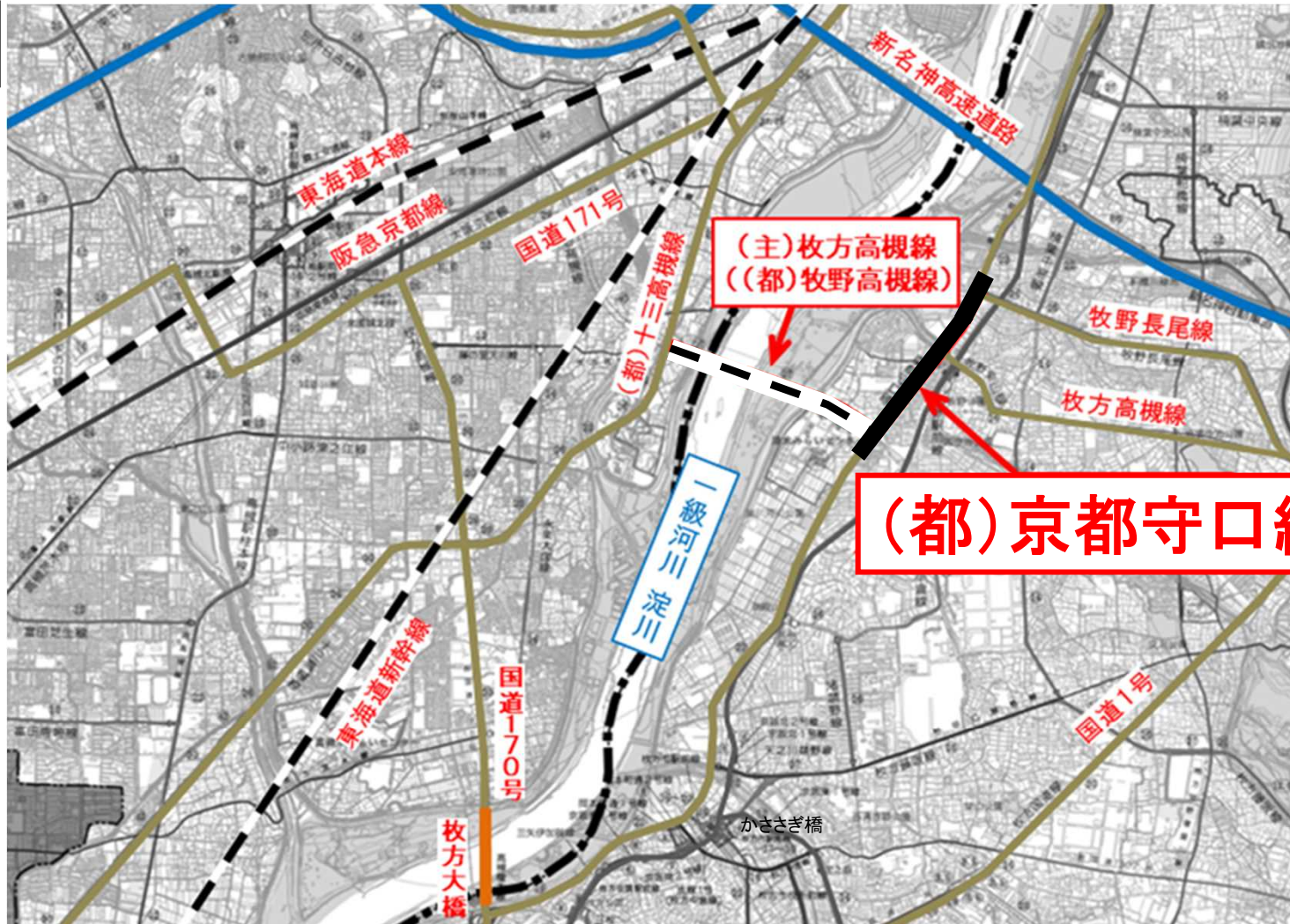
令和3年3月16日から令和12年3月31日

【事業地】

枚方市上島町、牧野北町、牧野下島町、牧野阪一丁目、西牧野四丁目、
西牧野一丁目、三栗二丁目及び渚内野四丁目地内

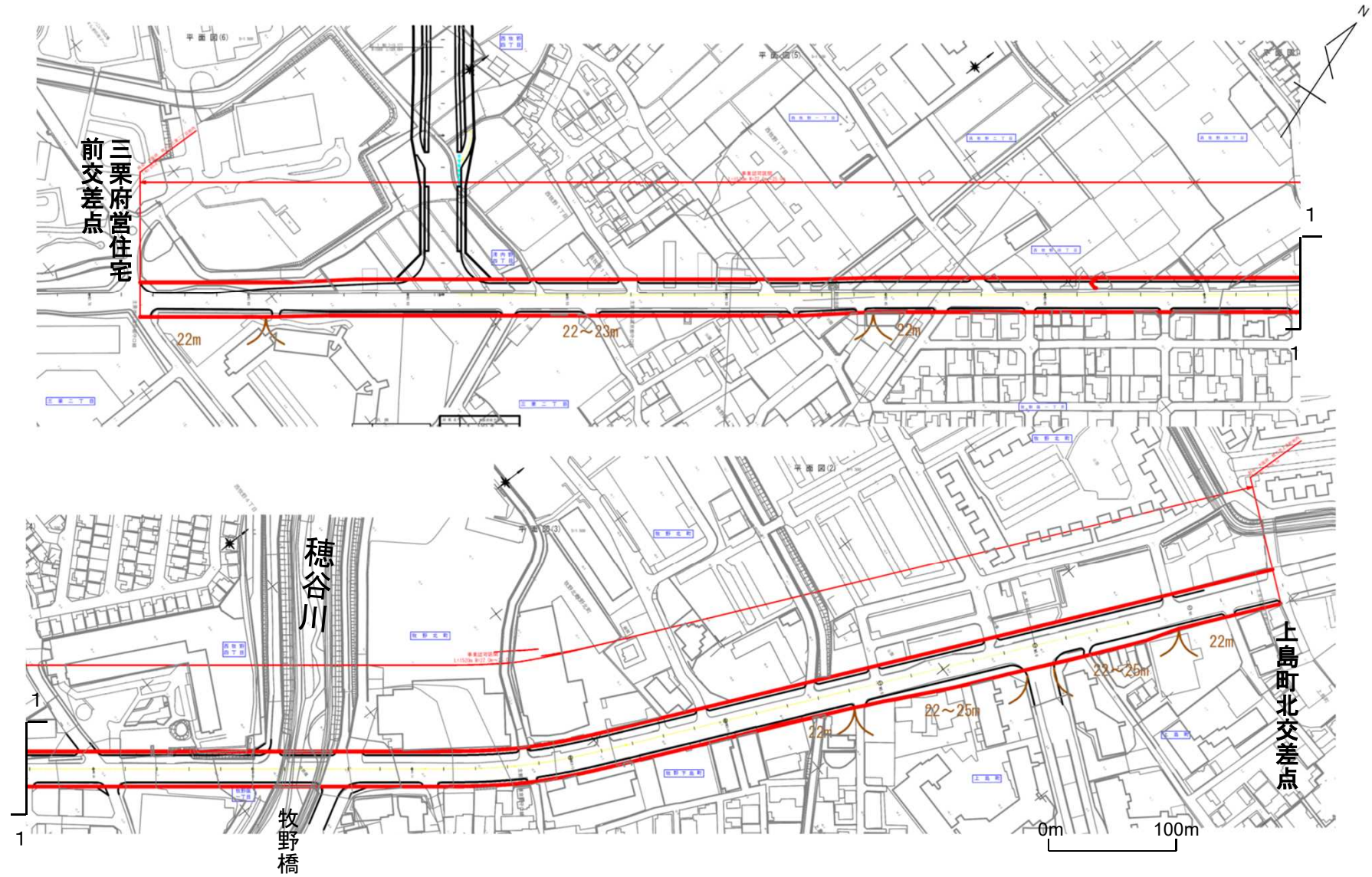
位置図

位置図



都市計画道路京都守口線は、京都府京都市から大阪府守口市に至る幹線道路として昭和32年に都市計画決定されたもので、今回事業認可を取得した区間は図示のとおりです。

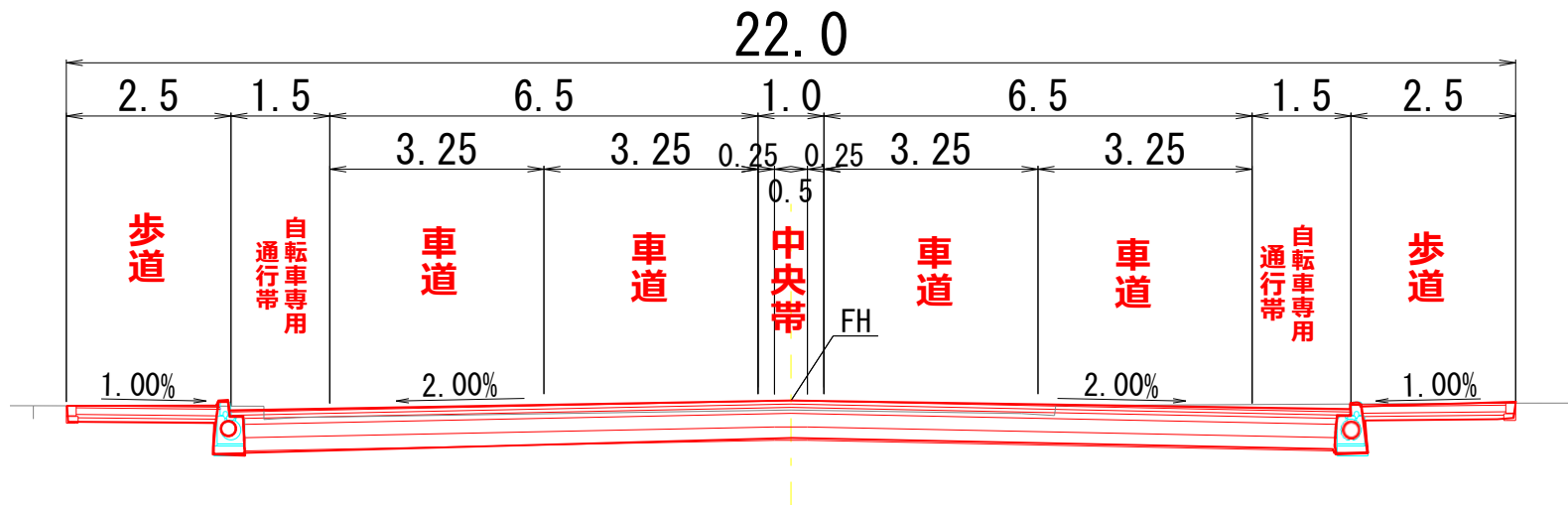
事業認可区域図



断面図

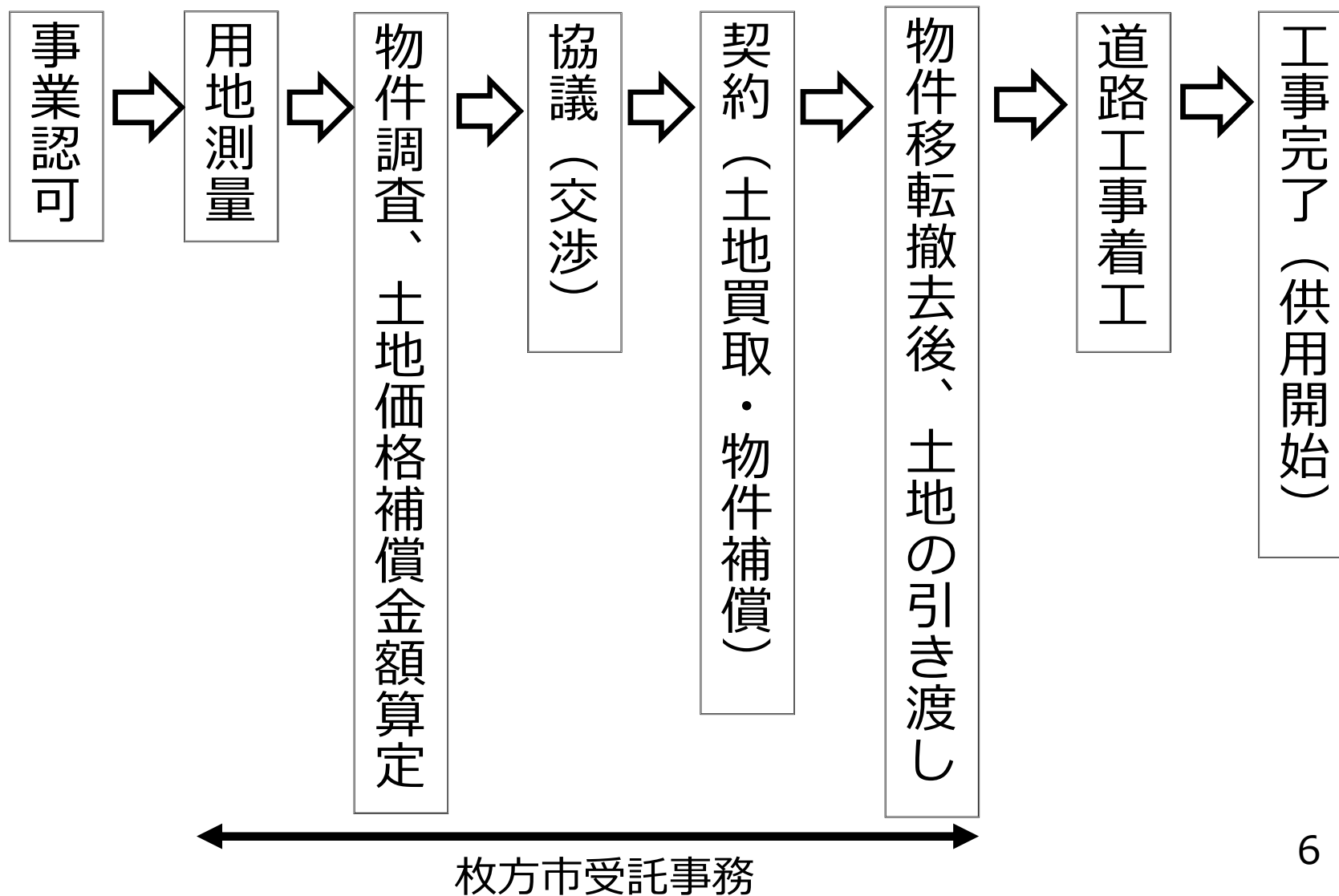
【一般部 (W=22m)】

(単位 : m)



※交差点部は、最大で25.0mとなります。

今後のスケジュール（主な流れ）



今後のスケジュール（予定）

【事業施行期間】

令和3年3月16日から令和12年3月31日まで

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
用地測量		■	■	■						
物件調査			■	■	■	■				
用地取得			■	■	■	■	■			
工事					■	■	■	■	■	■

※今後の協議、調整などの要因により変更することがあります。

事業認可による制限・制度等

事業認可の取得により、区域内には以下の制限・制度等が適用されます。

① 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物等には許可が必要となります。

② 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に大阪府への届け出が必要となります。

※届け出なく売買を行った場合などは、50万円以下の過料があります（都市計画法第95条）。

③ 土地の買取請求（都市計画法第68条）

地権者は、事業地内の土地を大阪府に対し、時価で買い取るよう請求できます。

④ 土地等の収用（都市計画法第70条）

大阪府には、土地収用法に基づく収用権が付与されます。